

第 86 回国民スポーツ大会・
第 31 回全国障害者スポーツ大会

山梨県準備委員会
設立総会



日 時：令和 5 年 1 1 月 2 0 日(月) 午後 1 時から

場 所：アピオ甲府 8 F オーバーチュア

目 次

準備経過の概要	1
国民スポーツ大会の概要	2
全国障害者スポーツ大会の概要	3
【第1号議案】 山梨県準備委員会会則（案）	4
（参考）山梨県準備委員会組織図	8
【第2号議案】 山梨県準備委員会役員を選任（案）	9
【第3号議案】 開催基本方針（案）	11
【第4号議案】 令和5年度事業計画（案）	13
【第5号議案】 令和5年度収支予算（案）	14
【第6号議案】 総会から常任委員会への委任事項（案）	15

第86回国民スポーツ大会・第31回全国障害者スポーツ大会

準備経過の概要

	内 容
令和5年2月7日	時代に即した持続可能な大会のあり方を検討するため、有識者からなる「山梨県新しい国スポ・全スポあり方検討懇話会」を設置し、以降3回にわたり会議を開催する。
令和5年5月11日	「山梨県新しい国スポ・全スポあり方検討懇話会」から、知事に報告書が提出される。
令和5年6月13日	(公財)山梨県スポーツ協会並びに山梨県障害者スポーツ協会から、大会の招致要望書が、それぞれ県、県議会及び県教育委員会に提出される。
令和5年6月20日	知事が、令和5年6月山梨県議会定例会において、第86回国民スポーツ大会並びに第31回全国障害者スポーツ大会を本県に招致する意向を表明する。
令和5年7月6日	県議会が、令和5年6月山梨県議会定例会において、「第86回国民スポーツ大会及び第31回全国障害者スポーツ大会の招致に関する決議」を可決する。
令和5年7月18日	知事、県教育委員会教育長及び(公財)山梨県スポーツ協会会長が連名により、第86回国民スポーツ大会開催要望書を(公財)日本スポーツ協会及び文部科学省に提出する。
令和5年8月24日	(公財)日本スポーツ協会において、第86回国民スポーツ大会の山梨県開催が内々定される。

国民スポーツ大会の概要

※「国民体育大会」から改称(R6・第78回大会～)

1 目的

大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。

2 性格

国民の各層を対象とする体育・スポーツの祭典

3 主催

公益財団法人日本スポーツ協会（JSP0）、文部科学省、開催地都道府県

※各競技会は、JSP0加盟競技団体、会場地市町村を含む。

4 開催方法

都道府県持ち回りで、毎年開催

5 開催順序（本大会）

都道府県を3地区・9ブロックに区分し、輪番で開催 ※本県「東地区・関東ブロック」

※1巡目：S21～S62（本県開催：S61）・2巡目：S63～R16

6 近年の開催県

開催年	回	開催県	開催年	回	開催県
令和元年	74	茨城県	令和9年	81	宮崎県
2年	75	(鹿児島県) ※1	10年	82	長野県
3年	76	(三重県) ※2	11年	83	群馬県
4年	77	栃木県	12年	84	島根県
5年	特別大会	鹿児島県	13年	85	奈良県
6年	78	佐賀県	14年	86	山梨県
7年	79	滋賀県	15年	87	鳥取県
8年	80	青森県	16年	88	沖縄県

※1：R5に延期、※2：中止

7 開催時期・開催期間（規定）

9月中旬～10月中旬・11日間以内 ※一部競技の会期前実施の実績あり

8 実施競技（令和10年～13年の大会）

No.	競技区分	数	競技形式	天皇杯・皇后杯
1	正式競技	37	都道府県対抗	成績の対象
2	特別競技（高校野球）	1	中央競技団体の考え方による	成績の対象外
3	公開競技（綱引等）	9	中央競技団体の考え方による	
4	デモンストレーションスポーツ	任意	開催県が県民を対象に開催	

※No.1～3の実施競技は、JSP0が4年ごとに見直している。

9 参加者数 ※R4・第77回・栃木県大会実績 (人)

実施競技	競技数	都道府県選手団	競技役員・補助員	計
正式競技・特別競技	38	23, 531	13, 822	37, 353
公開競技	5	1, 242	477	1, 719
デモンストレーションスポーツ	31	6, 460	1, 381	7, 841
計		31, 233	15, 680	46, 913

全国障害者スポーツ大会の概要

1 大会の歩み

「全国身体障害者スポーツ大会」（昭和40年～）と「全国知的障害者スポーツ大会」（平成4年～）を統合した大会として、平成13年に第1回大会が開催された。

2 目的

障害のある選手が競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与する。

3 主催

文部科学省、公益財団法人日本パラスポーツ協会（JPSA）、開催地都道府県・指定都市、開催地市町村及び関係団体

4 主管

開催地都道府県の関係競技団体・JPSA 登録競技団体等

5 開催地

国民スポーツ大会本大会の開催都道府県

6 開催時期・期間

国民スポーツ大会本大会の直後（例年10月下旬）・3日間

7 実施競技

14競技（個人競技7・団体競技7） ※団体競技は都道府県・指定都市対抗

※「障害区分」身＝身体障害者、知＝知的障害者、精＝精神障害者

個人競技					団体競技				
No.	実施競技	身	知	精	No.	実施競技	身	知	精
1	陸上競技	○	○		1	バスケットボール		○	
2	水泳	○	○		2	車椅子バスケットボール	○		
3	アーチェリー	○			3	ソフトボール		○	
4	卓球	○	○	○	4	グランドソフトボール	○		
5	フライングディスク	○	○		5	バレーボール	○	○	○
6	ボウリング		○		6	サッカー		○	
7	ボッチャ	○			7	フットソフトボール		○	

※その他：実施競技以外の競技も、主催者間で協議の上「オープン競技」として実施できる。

例）R4・栃木県大会：3競技（卓球バレー・車椅子ダンス・スポーツウエルネス吹矢）

8 参加者数 ※R4・第22回・栃木県大会実績

8,619人（都道府県選手団5,869人、競技役員・補助員2,750人）

第86回国民スポーツ大会・第31回全国障害者スポーツ大会
山梨県準備委員会会則（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、第86回国民スポーツ大会・第31回全国障害者スポーツ大会山梨県準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 準備委員会は、第86回国民スポーツ大会及び第31回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）を山梨県において開催するために必要な準備を行うことを目的とする。

（事業）

第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （1）大会開催に必要な方針及び計画の策定に関すること
- （2）大会における実施競技及び会場地市町村に関すること
- （3）大会開催に必要な施設・設備の整備計画に関すること
- （4）大会開催及び準備に係る業務及び経費に関すること
- （5）関係行政機関及び関係機関・団体との連絡調整に関すること
- （6）前各号に掲げるもののほか、大会の開催に必要な準備に関すること

第2章 組織

（構成）

第4条 準備委員会は、会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- （1）県及び市町村を代表する者
- （2）県及び市町村の議会を代表する者
- （3）関係競技団体、その他関係機関・団体を代表する者
- （4）前各号に掲げる者のほか大会開催の準備に関係のある者

3 会長及び委員は、無報酬とする。

（役員）

第5条 準備委員会に次の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 10名以内
- （3）常任委員 50名以内
- （4）監事 3名以内

（役員を選任）

第6条 準備委員会の会長は、山梨県知事をもって充てる。

- 2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。
- 4 副会長、常任委員及び監事は、無報酬とする。

(役員の仕事)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び監事(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成され解散するまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問及び参加)

第9条 準備委員会に、顧問及び参加を置くことができる。

2 顧問及び参加は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参加は、準備委員会の業務のうち重要な事項に参加する。

5 前条の規定は、顧問及び参加の任期等について準用する。

6 顧問及び参加は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に、次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

2 準備委員会に特別委員会を置くことができる。

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 大会の開催基本方針に関すること

(2) 会則の制定及び改廃に関すること

(3) 事業計画及び事業報告に関すること

(4) 予算及び決算に関すること

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること

(6) 特別委員会の設置に関すること

(7) その他重要な事項に関すること

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長をもって充てる。

4 常任委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議、決定し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。

(1) 総会から委任された事項に関すること

(2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託事項及び委任事項に関すること

(3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること

(4) その他委員長が必要と認める事項に関すること

8 前条第5項及び第6項の規定は常任委員会について準用する。

9 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱する専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査・審議し、その結果を常任委員会に報告する。

3 前2項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。

4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

(特別委員会)

第14条 特別委員会は、第2条に規定する目的を達成するため、特定の事項について調査し、審議を行う。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第15条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

- 2 前項の規定により専決処分したときは、会長はこれを次の総会等に報告し、承認を求めなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第16条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務

(経費)

第17条 準備委員会の経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第18条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

- 2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

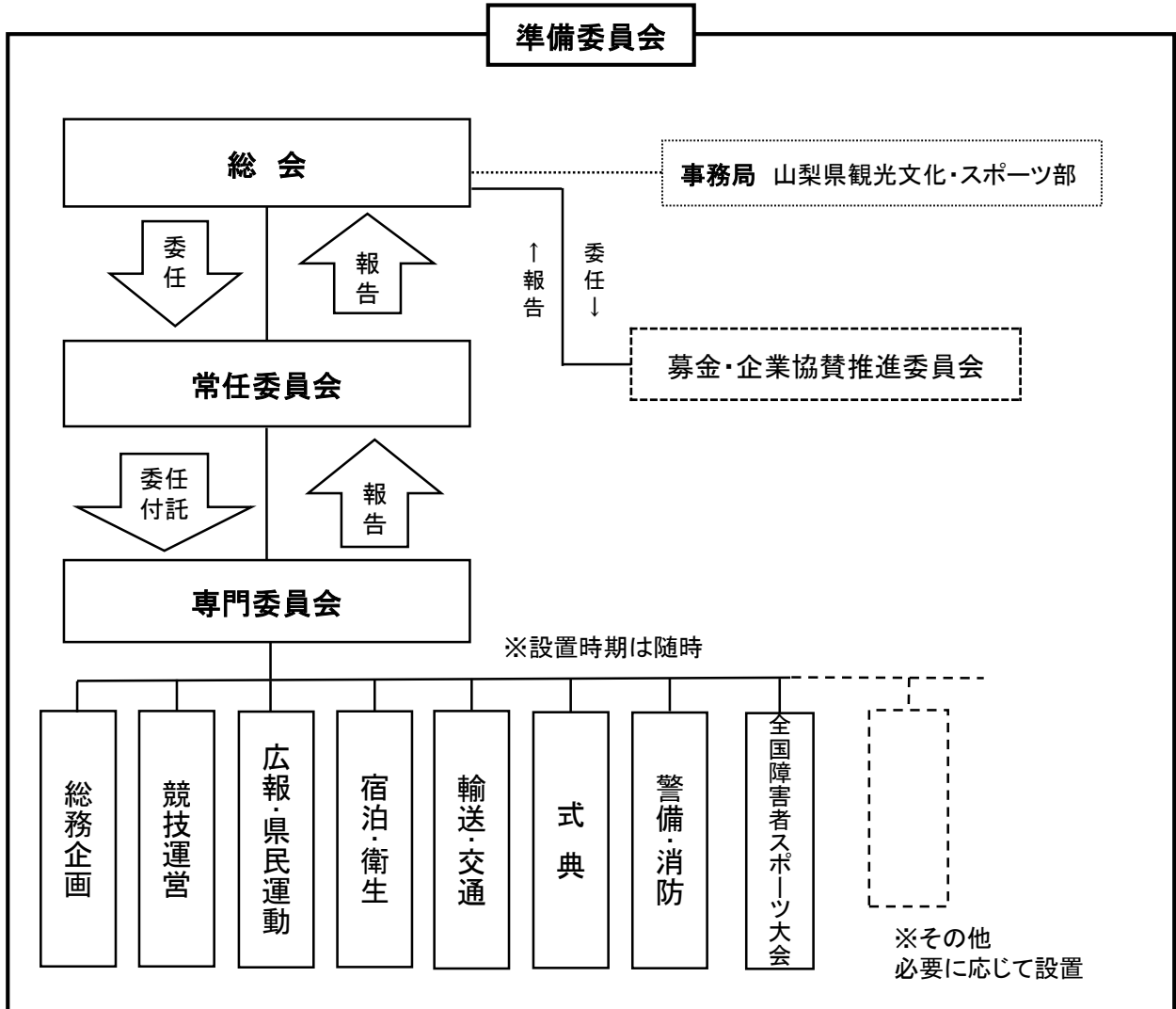
(解散)

第21条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

- 2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附則

- 1 この会則は、準備委員会設立の日（令和5年11月20日）から施行する。
- 2 準備委員会の設立当初の会計年度は、第19条第1項の規定にかかわらず、この会則の施行の日から令和6年3月31日までとする。



会議の概要

- 総会**
- ・ 大会開催に係る根幹的事項の審議・決定を行う最高機関
 - ・ 開催基本方針、会則の制定、事業計画、予算・決算、常任委員会への委任事項等
- 常任委員会**
- ・ 施策の審議・決定を行う機関(専門委員会の設置及び委任・付託事項の審議決定)
 - ・ 総会から委任された事項(開催基本計画、会場地・実施予定競技の選定等)の審議決定
- 専門委員会**
- ・ 分野ごとに常任委員会から委任・付託された事項(専門的な施策)を審議・調査
- | | | |
|-------------|-----|-----------------------------|
| 総務企画 | ・・・ | 総合計画、会場地選定、施設整備方針・施設基準等 |
| 競技運営 | ・・・ | 大会実施競技、競技役員等の編成・養成、競技運営等 |
| 広報・県民運動 | ・・・ | 広報基本方針、愛称・スローガン、マスコット等の制定等 |
| 宿泊・衛生 | ・・・ | 宿泊・配宿、食事・弁当、医療救護対策等 |
| 輸送・交通 | ・・・ | 全国輸送、総合開会式の輸送、競技会場地等の輸送計画等 |
| 式典 | ・・・ | 開・閉会式、式典演技、式典音楽の計画等 |
| 警備・消防 | ・・・ | 開・閉会式、競技会場の警備、大会期間中の消防防災対策等 |
| 全国障害者スポーツ大会 | ・・・ | 大会の開催準備 |

※専門委員会の名称・分掌は想定

募金・企業協賛推進委員会(特別委員会) ・ 募金・企業協賛の推進に関する事項

第86回国民スポーツ大会・第31回全国障害者スポーツ大会
山梨県準備委員会役員を選任（案）

第86回国民スポーツ大会・第31回全国障害者スポーツ大会山梨県準備委員会会則第6条の規定により、役員を次のとおり選任する。

【会長】1名 【副会長】7名 【常任委員】27名 【監事】3名

役職名	所属機関団体・役職名	氏名
会長	山梨県知事	長崎 幸太郎
副会長	山梨県議会議長	水岸 富美男
	山梨県副知事	長田 公
	山梨県教育委員会教育長	降籬 友宏
	山梨県市長会会長	堀内 茂
	山梨県町村会会長	長田 富也
	公益財団法人山梨県スポーツ協会会長	高野 剛
	山梨県障害者スポーツ協会会長	奈良 妙子
常任委員	山梨県議会副議長	清水 喜美男
	山梨県警察本部長	小柳津 明
	山梨県観光文化・スポーツ部長	落合 直樹
	山梨県市議会議長会会長	飯野 久
	山梨県町村議会議長会会長	上田 孝二
	山梨県市町村教育委員会連合会会長	窪田 新治
	山梨県公立小中学校長会会長	上田 真司
	山梨県高等学校長協会会長	小林 智
	公益社団法人山梨県私学教育振興会理事長	川手 佳彦
	山梨県スポーツ推進審議会会長	飯田 忠子
	公益財団法人山梨県スポーツ協会専務理事	井出 仁
	山梨県レクリエーション協会会長	野呂瀬 秀

常任委員	山梨県スポーツ推進委員協議会会長	飯田 忠子
	総合型地域スポーツクラブ山梨理事長	村松 久義
	山梨県小中学校体育連盟会長	菅谷 信
	山梨県高等学校体育連盟会長	小俣 義一
	山梨県商工会議所連合会会長	進藤 中
	山梨県商工会連合会会長	中村 己喜雄
	山梨県中小企業団体中央会会長	栗山 直樹
	山梨県経営者協会会長	佐々木 宏明
	山梨経済同友会代表幹事	入倉 要
	一般社団法人山梨県バス協会会長	雨宮 正英
	公益社団法人やまなし観光推進機構理事長	仲田 道弘
	一般社団法人山梨県医師会会長	鈴木 昌則
	社会福祉法人山梨県社会福祉協議会会長	高野 孫左エ門
	公益社団法人日本青年会議所関東地区山梨ブロック協議会会長	前澤 和樹
山梨県連合婦人会会長	高村 里子	
監 事	山梨県会計管理者	百瀬 友輝
	山梨県市長会常務理事	小島 良一
	山梨県町村会常務理事	玉川 武年

第86回国民スポーツ大会・第31回全国障害者スポーツ大会 開催基本方針（案）

1 基本方針

第86回国民スポーツ大会及び第31回全国障害者スポーツ大会は、スポーツの振興だけでなく、未来を担う子どもたちに多くの夢や希望を与え、県民の健康増進や共生社会の実現、地域経済の活性化など、明るく豊かな地域づくりにも大きく寄与することが期待されます。

大会の開催に当たっては、主催する県や市町村、競技団体のみならず、県民や民間企業、教育機関、関係団体などが一丸となり、オール山梨で協働し、集合知を発揮しながら、スポーツの振興に取り組みます。

また、スポーツを通じた共生社会と持続可能な大会運営の実現に向け、従来の手法にとらわれず、様々な実証を行いながら、新たな時代にふさわしい大会モデルを構築することに積極果敢に挑戦していきます。

2 実施目標

(1) スポーツのチカラを生かした県民の豊かさ創出

大会の開催に向け、スポーツによって得られる楽しさや喜びを県民に広く周知するとともに、県民が身近にスポーツを楽しめる環境を整えることにより、心と体の健康増進を一層図ります。また、スポーツを楽しむ場としての本県の魅力を国内外に広く発信し、来訪者の増加による地域経済の活性化などに結びつけることにより、豊かな県民生活の創出を目指します。

(2) 次世代につながるスポーツ振興

特に、未来を担う子どもたちにとって、スポーツは豊かな人間性を育む基礎となり、「生きる力」を身につける重要な要素となります。このため、子どもたちのスポーツへの関心を高め、スポーツに取り組むきっかけ作りを進めます。また、アスリートセンタードの視点に立ち、選手としての能力を存分に発揮できる環境作りを進めます。このことにより、国内外で活躍する選手を育成する好循環を生み出しながら、将来にわたる地域スポーツの振興を図ります。

(3) 共生社会の実現

明るく豊かな山梨を実現していくためには、お互いを尊重し、自分らしく活躍できる社会づくりが必要です。このため、性別、年齢、障害や疾病の有無、国籍などにかかわらず、アーバンスポーツなど様々なスポーツを楽しみ、人と人が出会い、交流できる機会を創出します。このことにより、多様な個性を理解し、受け入れ、互いに支え合う共生社会づくりを進めます。

(4) 持続可能な大会運営の実現

大会には、スポーツを通じて人々の生活を明るく豊かにするという極めて大きな意義があるが故に、今後も継続して実施することが必要です。一方で、巨額の経費負担が全国共通の課題となっており、このままでは3巡目の大会開催は困難になるとの声もあります。この状況に一石を投じ、将来に多大な負担を残さず、次世代につながる持続可能な新たな大会運営の実現に向け、大会の大胆な簡素・効率化や新たな収入確保に取り組みます。また、施設整備においては、民間施設も含めた既存施設の有効活用を図るとともに、必要に応じて県外施設の利用も積極的に検討します。

第86回国民スポーツ大会・第31回全国障害者スポーツ大会
山梨県準備委員会令和5年度事業計画（案）

1 会議の開催

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

2 開催準備業務

(1) 各種方針・基準等の策定

(2) 専門委員会の設置

(3) その他

先催県準備状況調査等

3 関係機関・団体との連絡調整

第86回国民スポーツ大会・第31回全国障害者スポーツ大会
山梨県準備委員会令和5年度収支予算（案）

（収入）

科 目	予算額（千円）	摘 要
補助金	2, 6 5 2	県補助金
その他	1	預金利子
合 計	2, 6 5 3	

（支出）

科 目	予算額（千円）	摘 要
報償費	5 0 0	講演会講師報酬等
旅 費	4 5 2	専門委員会、講演会講師旅費等
需用費	4 0 5	総会等開催に係る消耗品費等
役務費	3 7 4	通信運搬費
使用料及び賃借料	9 2 2	会議会場借り上げ等
合 計	2, 6 5 3	

第86回国民スポーツ大会・第31回全国障害者スポーツ大会
山梨県準備委員会 総会から常任委員会への委任事項（案）

第86回国民スポーツ大会・第31回全国障害者スポーツ大会山梨県準備委員会会則（以下「会則」という。）第11条第4項第5号の規定に基づく常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 大会の開催に関する方針（会則第11条第4項第1号を除く。）及び基本計画に関すること
- 2 会場地市町村及び競技施設の選定に関すること
- 3 開・閉会式会場に関すること
- 4 県及び会場地市町村の業務分担及び経費負担に関すること
- 5 競技施設及び用具等の整備計画に関すること
- 6 総務企画及び運営に関すること
- 7 競技の企画及び運営に関すること
- 8 大会実施競技に関すること
- 9 競技役員等の養成及び編成に関すること
- 10 広報及び県民運動に関すること
- 11 宿泊及び衛生に関すること
- 12 輸送及び交通に関すること
- 13 式典の企画及び運営に関すること
- 14 警備、消防防災及び医療救護に関すること
- 15 その他開催準備に関すること